

○坂本参事官 それでは、ただいまから第49回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

事務局である内閣府PPP/PFI推進室の参事官をしております坂本でございます。

本日はお忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

本日は、民間資金等活用事業推進機構の半田代表取締役社長にも御出席いただいております。

まず、このたび新たに委員に御就任いただいた方を御紹介させていただきます。

学習院大学法学部教授の櫻井敬子委員でございます

あわせて、事務局に人事異動がありましたので、御報告させていただきます。

大臣官房審議官兼PPP/PFI推進室長石崎の後任の石川でございます。

PPP/PFI推進室企画官森の後任の宇根でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

本日は定員9名のうち、6名の委員に御出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

議事に入る前に、審議官の石川から一言挨拶をさせていただきます。

○石川審議官 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

7月末に内閣府PPP/PFI推進室長を拝命いたしました石川と申します。よろしく願います。

PPP/PFIの推進につきましては、ことし6月にPFI法の改正を行うとともに、アクションプランにつきましても、本委員会の御審議を経て改定し、現在、これに基づき各種取り組みを進めているところでございます。

本日は、法改正に伴う基本方針及びガイドラインの改正内容や、本委員会及び部会の今後の進め方などにつきまして、御議論いただく予定でございます。

今年度は、アクションプランの対象期間の前半5年が終了した翌年ということで節目の年であると考えており、前回の委員会で御提案いただいたアクションプランの前半期のレビューや、アクションプランに新たに記載された期間満了事業の検証、PFI事業の案件形成の積極化などにも取り組んでまいりたいと考えております。

昨年度は実施方針を公表したPFI事業は62件となり、前年よりも7件ふえ、コンセッション事業も空港を中心にことしだけで4件が事業を開始するなど、PPP/PFIは着実に普及しておりますが、自治体によっては、集約化に伴う施設新設や建てかえリニューアルなどのタマがいろいろありながら、PFIの発注が面倒で目先の金がかかるため、従来型の発注を続けている例が多いと推察されますし、また、地元企業の中にはPFI事業の受注は大変なので歓迎しないという声もあるようで、この辺をどう解きほぐしていくかが重要だと考えております。

次の臨時国会では改正水道法、つまり水道コンセッション制度の導入の審議も見込まれておりまして、また、ことし6月に閣議決定された経済財政諮問会議の骨太方針の中にも、

「多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する」とされており、引き続き内閣府が先頭に立って政府一丸全力で推進に努めてまいります。

委員の皆様方におかれましては、本日、活発な御議論をいただくとともに、引き続きご指導を賜りたくお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○坂本参事官 それでは、以後の議事につきましては、石原委員長に進めていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○石原委員長 石原でございます。

今、お話がありましたが、いろいろ節目の年ということで、積極的にいろいろな形で使いやすいPFIとなるよう準備を進めてまいりたいと思います。

それでは、本日、あらかじめ決められております議事に入らせていただきます。議事(1)から(3)まで、今般のPFIの法改正に関するものですので、3件あわせまして事務局より御説明をよろしくお願いいたします。

○坂本参事官 では、早速御説明させていただきます。

まず、報告資料1、PFI法改正の概要を1枚で説明したものです。報告資料2がPFI法改正に伴う政令の概要、報告資料3がPFI法改正に伴う内閣府令の概要になっております。

資料1-1に始まりまずPFI基本方針、それから、運営権ガイドラインです。法律、政令、府令、省令の下に、基本方針、ガイドラインが位置づけられています。

まず、法改正の背景・必要性の部分です。10年間で21兆円の目標、これは、10年の間に契約した収入の合計ですけれども、これに資する施策をさらに追加するというので、今回3つの柱を立てさせていただいたところです。

(1)です。ワンストップ窓口を法律に位置づけるというもの、それから、助言機能の強化、それが1番目の柱です。それから、基本方針を今回改正するというのでございますが、平成27年の12月に優先的検討の指針というものを出して、国あるいは地方公共団体に優先的検討規程の策定について要請をした経緯がございますけれども、そういった考え方を踏まえて今回改正させていただいているところでございます。

(2)です。地方自治法における公の施設と呼んでいるものです。指定管理者の指定が、コンセッション制度を使う場合にも必要になってくるのですけれども、その中で料金の設定や、途中で運営権者が替わる場合について、手続がコンセッション制度に比べて厳しくなっているという部分について、地方公共団体に議会にも御相談した上でよしとなればこのコンセッション制度に近づけるような形で、負担の軽減になるような制度を今回措置させていただくものです。

(3)は、水道と下水道限定で期間も限定なのですけれども、水道、下水道のコンセッションに際して、運営権対価でお金が入ってきたときに、地方債を前倒しで返済する。繰り上げ償還と呼んでいますが、その返済をする時に取られてしまう補償金について免除することを、条件がございますけれども、措置するものです。

この法律の施行日ですが、政令で決めることになっています。今、申し上げたポンチ絵の一番下、(3)のところなのですけれども、(3)の繰り上げ償還に係る補償金の免除に関する規定につきましては、平成30年8月1日に施行されております。それ以外の部分については、10月1日施行でございます。

府令、省令ですけれども、繰り上げ償還の関係で、対象貸付金を算定する基準などを政令よりもさらに詳しく書いています。

さらにもう一つ、指定管理者の指定の公の施設の部分なのですが、料金の詳細について府令で規定しております。

続きまして、資料1-1になります。基本方針の改正ですが、このPFI事業の導入の検討及び具体の案件形成に努める旨の明記ということで、具体的にはこちらの資料1-2の本文の6ページをごらんいただければと思います。

要するに、先ほど優先的検討と申し上げましたが、PFI事業の導入に向けた検討に関する事項というものを新たに追加しております。

ワンストップの窓口の回答などについては、PFI推進委員会、基本的には事業推進部会と考えておりますけれども、そちらに開催のときにあわせて御報告をさせていただくということ。また、助言を求められたときに、私どもがこれは推進委員会の皆様に御相談したほうがいいのではないかとというときには、「内閣総理大臣からの求めに応じ、適切に意見を述べる」と、こういった部分を追加させていただいております。

ガイドラインも同様に、ワンストップ窓口、それから、報告の求め、助言、勧告に関する手続の追加、指定管理者の指定の部分などについて記述しております。

4. 今後のスケジュールです。組閣が10月上旬に予定されていることもありまして、10月中には何とか基本方針を閣議決定して頂ければと考えているところでございます。

最後に、資料2です。ワンストップ窓口制度における手続の流れを具体的にまとめてございます。

説明は以上でございます。

○石原委員長 ただいま説明いただきましたが、要するに、今回の改正によって何がよくなって何があったのか、ポイントをお願いします。

○坂本参事官 一言で申し上げますと、このワンストップは今までもやっていたのですけれども、明確に法律に位置づけられていなかったものですから、関係省庁に正式なお願いといたしますか、そういった重みというものが今回法律に基づいてやることによって増すということで、さらに推進体制が強化されるということでございます。

○石原委員長 重みが増すということは、手続が非常に簡素化する、あるいは規制が少し緩和されるとか、そういった趣旨ですか。

○坂本参事官 そういった御要望があれば、またそういったものも関係省庁に御相談をお願いすることになりますけれども、基本的にはその手続はいろいろな書類を正式な様式に沿って出してもらったりはするのですが、それにしっかり対応していただく。特に責任の

所在が明確に、まず、電話で受けて、それを電話でつないだりとか、今まではやっているのですけれども、そこはしっかりときちんと文書でやることにしたいと考えております。

○石川審議官 ワンストップ窓口ですけれども、6月の法改正の3つの改正点の中でも特に目玉と我々は考えておまして、今、坂本さんから話もありましたが、過去、いろいろPFIをやってみたいのだけれどもよくわからないという自治体さんですとか、あるいは民間提案という制度がございますから、PFIをやってみたいのですけれどもというような、相談を内閣府は随時受けてきたのです。ただ、相談案件によっては、例えば給食センターなどは保健衛生というように、規制関係について所管官庁の窓口紹介にとどまっていた。しかし、担当省庁によっては、担当分野は詳しくてもPFIのことをあまり御存じない場合、つつい厳しい回答をされて、相談者はそれで諦めてしまうということがあります。

今回、産業競争力強化法にグリーゾーン解消制度というものがあって、これを参考にいたしまして、御相談があったらまず内閣府にどうぞというのは変わらないのですけれども、そのときに相手の要望をよく聞いて、関係省庁への質問の仕方も一緒に考えて、こうこうこういう趣旨で問い合わせが来ているので本当にまずいところだけ言ってくれというような、かなり伴走的に相談、質問、その回答、それを内閣総理大臣という名前できちんと書面で行う。それによって、かなり前向きな回答が関係省庁から得られることを期待して行うもので、どんな相談があったかとか、どのような回答をしたかといったことは、節目節目でこの委員会で御報告をさせていただきたいと思っておりますし、また、助言などについて、なかなか難しい、迷うようなことがございましたら、法律に基づいて、この委員会にどういった回答をすべきかといったことの御審議もお願いすることもあるかもしれませんが、こういった制度を積極的にPRしまして、どんどん遠慮なくこちらに御相談を賜りたいということで進めてまいりたいと思っております。

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、いかがでしょうか。

谷口委員、どうぞ。

○谷口委員 ワンストップがそのようになると伺って、とてもいいことだと思います。1つ質問なのですが、2ページ目の下のところに、回答、通知は、もちろん回答は質問者にはするのですけれども、それを事業部会に報告するというところで、この4ページの質問を見ると基本的なところから結構私は絶対答えられないようなところまで具体的な質問があって、これをFAQみたいに公表すれば相当わかりやすいのではないかと思うのです。もちろん余り公表できないところ、どこの自治体などは伏せた上で、FAQのようなことは考えておられるのでしょうか。

○石原委員長 どうぞ。

○石川審議官 FAQは我々もPR不足とは思っているのですが、内閣府のPPP/PFI専門ホームページがございまして、あそこを検索していただくと、割とこちらの4ページにありますような全般、関連解釈あたりは丁寧には説明しているのですが、なかなかそこまで行き着

く方もいらっしゃらないのが難点ですし、この制度は10月1日から施行になりますが、割とタイムリーな質問が来ると思いますので、これは横展開できるなというものについては先ほどのホームページのFAQを追加するなどして、そしてまたしっかりPRをさせていただいて、積極的に取り上げたいと思っています。

○谷口委員 ありがとうございます。

○石原委員長 ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 素朴な質問になるのですが、今回の改正で（3）、目玉のもう一つが水道事業等に係る繰り上げ償還の補償金の免除だと思うのですが、これは期間限定でやって、特にコンセッションの推進が狙いだと思うのですが、他方で、今、改正水道法の話がありますね。あちらはまだこれからですね。いつまでもいつまでも成立しませんけれども、こちらは大丈夫なのですか。つまり、改正水道法の流れとは別に、コンセッションを普及させるにおいて繰り上げ償還のところだけでとりあえず対応はできると思うのか、あるいは、一応改正水道法と抱き合わせで進めていくという理解なのか。

今の御質問と同じなのですが、ワンストップのところで、典型的な質問は確かにFAQでできると思うのですが、せっかくいろいろな質問が集まっているのに、質問の分析などはされるのですか。つまり、どのような自治体からどのようなタイプの質問が多いのか。意外と質問は今、データなのです。こういうものをテキストデータというのですけれども、そうであれば、もう少しFAQをつくるにしても、小規模自治体向けのFAQとか大規模自治体向け、未経験の自治体のFAQとか、そのようになると見やすくもなるし、使い勝手もよくなるのではないかとは思いました。

以上です。

○石原委員長 2つサジェスションがありました。

○坂本参事官 改正水道法はさきの国会で衆議院のほうは御審議をおかげさまでできたのですが、残念ながら会期末に間に合わずに参議院のほうの審議ができなかった状況で、今度の臨時国会にまた継続審議ということで審議を目指している状況です。まずは参議院で審議をするのですが、同じ国会で参議院と衆議院、両方議論しないといけないということで、参議院で御了承いただいた後に、衆議院でまた審議をいただくということが必要になってきます。臨時国会はいつ開催されるのかまだ見えていませんが、できるだけ早期に厚労省もお願いしていると聞いております。

2点目ですけれども、おっしゃるとおりで、小規模向け、大規模自治体向け、また違った視点がありますので、そういうところも整理して進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○田和政策統括官 法律上は抱き合わせではないのですが、自治体はやはり水道法の改正を待って、ある意味で水道というのは一番住民が安全・安心を気にしているものですから、法改正でもって進めたいという自治体が多いと思われれます。この繰り上げ償還自

身は、実際に今、動いているところも対応が可能だということで、水道法と完全にカップリングしているわけではないのですが、我々の想定としては、水道法が通れば一気に動きが大きくなるのではないかとということで、厚労省と實際上、全体的な案件発掘を含めてプロモーションをかけていこうということをやっているということです。

○石原委員長 よろしいでしょうか。

根本委員、どうぞ。

○根本委員長代理 5点ありまして、まず1点目、ワンストップ窓口については、結果の公表を原則にするとしないといけないかと思っています。最初に公表するようにしたのは、グレーゾーンの前の構造改革特区からなのです。そのときの公表の趣旨は、公表することを前提に議論することによって、間に入っている省庁も担当省庁も真剣に国民に向き合うことができるでしょうというピアプレッシャーのガバナンスをかけるという趣旨ですので、今回も質問者が不承認しない限りは公表するということです。実際問題、多くは現行法を認められていますよという回答になると思います。その情報が大事なのですね。推進しようとした場合、可能であることの根拠を明確に提示する必要があります。口頭でそう言われましたというレベルだと、それはそんなことはないという反論されてしまうので、公表を原則にさせていただきたい。

2点目、細かな点なのですが、報告資料1の(2)で、指定管理者の自治法の特例ですね。これは以前、見ていた書類とちょっと違うなと思っていたら、左側の四角括弧の下に例示として「国際会議場施設、音楽ホールなど」と書いてあって、国際会議場施設はコンセッションのエリア別目標の国際会議場なので、これは大きさとしてほほどいいのですが、音楽ホールは狭過ぎる。誤解を招くので、これは文教施設とすべきではないかと思えます。

3点目、ガイドラインなのですが、るる書いてあるのですが、助言、勧告に関する記述は別に運営権に限らないので、運営権以外のガイドラインも変更しないといけない。残さず変更していくのであれば、委員会の場でほかのガイドラインの変更案も出していたか確認のしようがないなど。

4点目、同じ流れなのですが、報告、助言、勧告の違いですね。報告に関しては、内閣府として数値目標を管理する上でどのような案件があるのかを把握する目的もあると思っています。それであれば、報告というのは何か問題があるときにだけ報告を徴求するのではなくて、通常でも求めないと、数値目標との関係でのマネジメントができないはずなのです。なので、報告の徴収はもう少し広範でもいいのではないかと考えていて、もしそれを限定するのであれば、目標の進捗の管理が非常に難しくなることをどう考えますかということです。それが4点目です。

5点目で、同じところなのですが、今度は助言、勧告のほうで、助言、勧告できる場合というものがあまして、17ページで、助言はともかく勧告は自治体は関心を持っているわけなので、しっかりと例示することが必要です。ここには、「官民間のリスク負

担の内容が著しく不合理であるなど、特定事業の適正」云々と書いてあります。もう一カ所、35ページの（5）に「契約後モニタリングが適切に行われておらず」というのがあって、事業をスタートして実施方針が出た段階でリスク分担が不合理であるということと、事業に着手して実行していく過程で恐らく実行が適切に行われていなくて、それがモニタリングによって是正されていないということなのでしょう。このように、実施方針後の二つの論点はわかるのですけれども、実施方針以前の話が当然ある。それは基本方針の1で書かれているように、「本来民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねる」ということです。このような基本方針を持つのであれば、その実施方針前の段階での助言、勧告も当然あってもよいのではないかと思います。

これはガイドラインのどこに書くかという技術的な問題はあるのですけれども、大多数の自治体で推進しようとしてもできなくて困っているのは、そもそも実施方針が出せない、その前のところでいろいろな抵抗があってなかなか説得し切れないということです。ということで、決して過剰な口出しをするということではなくて、積極的に進めたい自治体を応援しようという趣旨で行うということなので、その条項がどこかにないと、実施方針だけを意味して、それ以前は応援しないのですかということになってしまいます。

ということで、大きい、小さい、いろいろですけれども、この5点です。

○石原委員長 お願いします。

○坂本参事官 1点目、公表はおっしゃるとおり大事ですので、そこはしっかりやっぺいこうと思います。

ほかの4点目や5点目にも絡むのですけれども、実は今回の国会でのPFI法改正では、通常の3倍を超える審議時間がありまして、衆議院の内閣委員会で10時間、参議院で7時間、さらには衆議院の本会議の登壇というものもありまして1時間40分ということで、これまでの改正では通常は衆議院、参議院で5時間ぐらいでした。その審議の中でかなり、一部の国会議員の方々から厳しい御指摘をいただいております。附帯決議も出されたのですけれども、特に助言、勧告については限定して行うよう厳しく言われております。

そういった中で、国会で特に質問が何回も出されたのですけれども、具体的なものとしてこういうものはやりますということで私どものほうから答弁をして、それで御了承をいただいたのが、リスク分担が契約に全く書いていないような話とか、モニタリングが管理者のほうでしっかりできていない、そういったものはやらないとだめでしょうということで御理解をいただいたと。

まさにおっしゃるとおりなのですけれども、この委員会で決められたものを進めていくというのは当然あると思うのですが、先ほど申し上げたように、PFI法がまずあって、国会議員の皆様で御審議を賜った内容がまずあって、それに基づいて政令、府省令、基本方針、ガイドラインということがございますので、そのあたりは今までの国会での御審議の内容も再度確認をしまして、検討させていただければと思います。ほかのガイドラインについてもそういった中で見直しをしたほうがいいものをまた検討させていただきます。

以上でございます。

○石川審議官 先ほどの報告を求める、助言する、勧告するというのは、勧告になるとすごく重い話なので基本的には選定手続に瑕疵があるとか、非常に限られた部分でやるのでしょうし、報告の徴収も前向きな報告徴収だったら歓迎されますけれども、根掘り葉掘りみたいな報告徴収は問題があるとか、いろいろですね。ですから、この特定事業の実施に関する報告の徴収、助言、勧告、これは法律に基づいてやるのかやらないのかというあたりは余り明確にしないまでも、案件形成のための前向きな報告徴収といったことは法律に基づく基づかないということにかかわらず、積極的にやっていきたいと思っています。

ワンストップの結果公表ですけれども、法律上は全部公表しろとは書いていませんが、委員会には報告しろとなっていますから、委員会に報告された内容は、よほど何かプライバシーにかかわること以外は原則公表だろうと思います。佐藤先生からもありましたように、この規制は大丈夫だというような情報が非常に役に立つわけですから、私どももそこは積極的に公表したいと思っています。

当然、助言、勧告云々は運営権だけの話だけではありませんので、私も気がつきませんでしたけれども、これはほかのガイドラインも変えられるところは積極的に変えていきたいと思っています。

最後に、民間にできるだけ委ねるということで、確かに特定事業の実施の報告徴収ですから、実施方針が出る前についてはといういろいろな法解釈的な問題はありますけれども、いわゆる実施方針の公表前に行われる自治体の作業は、導入可能性調査ですとか民間へのサウンディングだと思うのです。そこでいろいろな疑問が出てくるときに、ワンストップ制度に基づく我々に対する質問が出てくると思うのです。こういったものに積極的に答えていくということで、報告徴収と言うのかどうかは別にして、ワンストップ制度がありますよということを積極的にPRして、実施方針公表前の支援も積極的に行っていきたいと思っています。

以上です。

○石原委員長 先ほど、音楽ホールに限定というのがありましたね。

○坂本参事官 その2点目の御質問ですが、確かにおっしゃるとおり、音楽ホールという小さいものではあるのですけれども、実はこれはもともと国会議員の先生方に法案の内容の御審議いただく前の事前の御説明に使っていたこともありまして、文教施設とかMICE施設とか、そういう言葉も候補になっていたのですが、我々は文教施設という言葉でどういふものかイメージができるのですけれども、わかりにくいと。最近福岡県の田川市のように駅の駅舎とか、小さいもののコンセッションの登録などもなされておりますので、全く対象にならないかということそうでもないということで、国会議員の方にもイメージが湧くようなものということで、とりあえずは、あくまで例示としてこのような書き方にはさせていただいておりました。おっしゃるとおり、もうちょっと大きなものも考えていけないといけないのかなと思います。



以上です。

○石川審議官 文教施設というと人によってはいろいろなイメージを持ちますので、できるだけわかりやすくといって、音楽ホールという言い方が適正かというのはありますけれども、こういった形で説明をしてまいったと。大きい、小さい話はあるのですけれども、確かにコンセッションというと空港のような非常に大きいものをイメージしますが、今、坂本さんがおっしゃったように、福岡県田川市はJRから駅舎を買い取って、それをみずから運営しよう。コーヒーショップをつくったり、物販施設をつくったり、宿泊施設も一緒につくると。規模はそんなに大きくないのですけれども、非常に目新しいものなのです。

私たちは指定管理でやるのかなと思ったら、コンセッションでやりたいと言ってきまして、要するに、民間に指定管理するのと何が違うのかということ、運営や維持管理等の引きかえに料金をお客様から徴収する権利を10年以上きちんと確保できることによって、民間が手を挙げやすくなるということで、小さい施設であってもコンセッションでやりたいというような例も、少ないのですけれども現実に出てきている。運営権登録は我々内閣府が登記所の役割もしていますから、我々のほうに申請が来たのですね。それでこういうケースもあるのかということで、コンセッションは大きいところだけではなくて、指定管理でやるのもあるけれども、民間の手の挙げやすさを考えたら、2～3年で契約更新のような指定管理もいけれども、コンセッションというやり方もあるということで、これは積極的に情報提供として横展開する事例かなと思いました。音楽ホールがいいかどうかは、本当に申しわけありません。

○石原委員長 音楽ホールの記載は残しながら他の表現も付け加えるというのはありませんか。

○石川審議官 あとは何でしょう。公民館とかですか。

○根本委員長代理 別にこだわる論点ではないのですけれども、同じ文書に文教施設という定義された言葉が入っているわけで、読みようによっては、音楽ホールが特掲されているがゆえにそれ以外のものが外れているのではないかと誤解もしくは悪用する人たちがいるということなのです。なので、音楽ホールとなっていますけれども、水族館は入るのですかと聞かざるを得なくなる。誰のために仕事をしているかということ、一部の国会議員の方々のためだけに仕事をしているのではなくて、国民を向いてしているので、そういう意味では、文教施設という言葉はしっかり定義されて今まで使ってきているのであれば、何を遠慮しているのかなと感じます。文教施設自体もやや曖昧な概念ではあるのですけれども、自治体の中にはちゃんと普及していますので、これはこのまま出すと違和感があるなというのは正直なところなのです。そこは御検討いただきたいなど。

○石川審議官 気をつけます。

○坂本参事官 「音楽ホールなどの文教施設」に直します。

○根本委員長代理 それで、実施方針前の件なのですけれども、これはプロセスガイドラインの中で何らか、報告の徴収とか勧告という言葉はできるだけ避けるにしても、そこで

もワンストップ窓口を十分に使って協議したいということを前向きのメッセージとして入れることを御検討ください。

○田和政策統括官 1つだけ補足的に申し上げますと、今、先生におっしゃっていただいたワンストップ窓口を活用して、我々は助言、アドバイスをやっていきたいと思っています。梶山大臣の下でPFI法を改正する意味合いは、地方自治体に多様な選択肢をふやし、地域をどう活性化していくのかにあり、それに向け地方に寄り添っていくことが非常に重要だと思っています。そこはワンストップをどんどん活用しながらやっていく。ただ、勧告というのは、どうしても強い対応ですので、そういうところに至らないところで寄り添っていけるやり方は、もっともっとたくさんあるのだと思うのです。今までは残念ながら、司令塔を果たしていくはずのPFIを担当している内閣府として十分ではなかったと。それで各省にダイレクトに話が行ったりするということをもっと一元的に我々のところでちゃんとマネジして、強い権限を持っている権限省庁と、その自治体との間に我々が入って、しっかりバランスをとって寄り添っていこうというのが、今回の法の改正の趣旨でございます。先生のおっしゃった点はよく踏まえてしっかり自治体に寄り添っていきたいと考えております。

○石原委員長 先ほど伴走というお話もありました。まさに寄り添うという趣旨ですね。それでは、本日初めてご参加された櫻井委員から、どうぞ。

○櫻井委員 櫻井です。

この会議の空気感がまだよくわからないのですけれども、全体として言うと比較的マイルドな改革セクションという感じなのですかね。そのようにお話を伺っておりました。

確認ですけれども、プリミティブなことを伺うのですが、PFI関係の事務の性質はどのようになっているのかな。内閣の重要政策にかかわる事務あるいは分担管理事務。他省庁との関係ですね。だから、助言、勧告なども、これは事業者、管理者に対して行うものということですが、他省庁に関する関係は平行的な調整にとどまるという理解でよろしいのでしょうか。

○坂本参事官 内閣官房がやる横断的な調整というよりは、内閣府の分担管理事務として、その中でPFIの取りまとめをさせていただく。内閣府の分担管理事務としてやっているという理解です。

○櫻井委員 わかりました。そうすると、他省庁との関係では平行的な、水平的な調整を行うと言うにとどまっていて、特段、そこは出ていないということになりますか。

○坂本参事官 そこはそうです。

○田和政策統括官 基本的には今、申し上げたように分担管理事務ではあるのですけれども、我々としては、まさに重要課題である内閣調整事務であります経済財政政策の基本的なところと非常に親密性のある事業だと考えてございます。今回も内閣全体のPFI業務をしっかりと調整する観点で、いろいろな制度の問題、それから、ワンストップの窓口の問題といったものを我々のところでマネジしながらやっていこうとしているものです。この委員

会で問題提起をしていただいて、各省庁にも出席を求めて、各省に対してしっかりやるべきことをやっていただくことを我々としては考えています。

○櫻井委員 ありがとうございます。

そうすると、そこら辺はまさにグレーであるところがメリットでもあり、制約でもあるという感じなのでしょうかね。

○田和政策統括官 非常に財政が苦しい折にPPP/PFIをどうやって使っていくのかというのは重要な命題ですので、こういった手段をどう有効に使ってもらうのかをしっかりと全政府的に取り組んでいくことが重要であるわけです。

○櫻井委員 わかりました。

もう一つ伺いたいのは、先ほどちょっと申し上げたのですが、一部の国会議員の先生方が反対されていたというのは専ら水道事業の改正の話をにらんでということでしたけれども、公共施設の管理者等に対する助言とか勧告とかをすることについては、しかし、限定して対応されていくつもりであるというような御趣旨だったかと思うのだけれども、法文上は特段ないわけですね。法文上の要件はあるわけだけれども、運用の問題としてということで、そこは一応仕組みとしては権能があるということですね。だから、そこは二通りあって、管理者等の「等」には何が入るのですか。事業者は入らない。

○坂本参事官 独立行政法人などです。

○櫻井委員 そういうことですか。そうすると、事業者関係の話ではなくて、専らPFI事業にコミットしている自治体を念頭に置いて、それに対して内閣府がどのように対応するかということで、そういう局面で問題になるということですね。

それで、今度は地方創生に入るのだという話を聞きましたが。

○田和政策統括官 地方創生に入るというか、優先的検討規程などいろいろありますので、地方との関係をしっかりやっていく。要は、どうしても歳出効率化という観点が強調されて、自治体も乗ってこないという議論があるのですが、今、地方が抱えている課題というのは、民間の知恵をどうやって効率的に活用するのかという知恵なしではやっていけません。この法改正のプロセスにおいては梶山大臣の所掌となり、まさに地域一体となってしっかり取り組んで地域の活性化を進めることとなりました。この法改正はその担当大臣のもとで進められたということをお説明したということです。

○櫻井委員 わかりました。

そうすると、運用指針的な考え方で言うと、助言等の運用の仕方というのも、基本的にはそのような方向性で地方公共団体に対して働きかけをしていくということで、その中で住民の話も当然出てくるという理解ですね。よくわかりました。ありがとうございました。

○石原委員長 ありがとうございます。

北詰委員、どうぞ。

○北詰委員 シンプルで簡単な話を3つほど。1点目は、ワンストップ窓口のスピード感ということなのですけれども、ワンストップ窓口にしたからこそ既にそれでスピードアッ

プがまず一つされているのだと思うのですが、地方自治体と話をしていると、よくPFIにすると時間がかかるという、ただそれだけのシンプルな理由でやめているということもあります。どのように仕分けられるかを考えるときに、比較的早く、すなわち原則1カ月以内とか原則2カ月以内と書いてあるけれども、別に3週間でも、2週間でも、1週間でもいいわけですから、その辺を心がけていただく。あるいは、自治体等から質問があったときに、質問回答期限みたいなものは余り普通は明記されないのでしょうけれども、できるだけ聞き取った上で間に合う形で御対応するような内々の運用をしていただくと自治体側は助かるかと思えます。

2点目は、先ほどのワンストップの話で、最後は推進室、特に事業推進部が回答、通知の報告を受けるわけですがけれども、受けて何をするのが、私がわからないだけなのかもしれないかもしれませんが、より解説をしていただくと助かります。これは通知して、そうでした、はい、そうですね、で終わるわけではないのだと思うのですが、より適切な回答があったのではないかとか、この方法はおかしいのではないかとか、どこまで意見が言えるのか、そこを少し確認させてください。

3点目は、どちらかというと学者の論みたいの世界なので、参考までに聞いていただければ結構ですが、このガイドラインの35ページのモニタリングのところですが、モニタリングというと、えてして決められた約束事そのままスムーズにいつているかどうかを確認するという視点でほぼここはずっと書かれているのですが、バリュー・フォー・マネーのバリューを高める努力を運営機関でもちゃんとやっているか。もっとストレートに言えば、民間のノウハウなどを事業期間の途中であってもより高める努力を絶え間なくやっているかも本来はモニタリングの対象なのです。

一旦、契約が決まって、枠組みが決まってしまうと、それを守るほうに保守的に物事が動いてしまいますが、PFIの本筋からいけば途中段階もより新たな情報が入る。例えば事業運営が始まったら、ある程度需要の予想がかたまるとか、あるいは関連の周りの施設の動向が見えるとか、いろいろな状況がだんだん見えてくる中で、では、これにチャレンジしてみようとか、このようなところのノウハウはもっと生かせるとか、民間がこういう新技術を開発して使えるようになったとか、いろいろな状況が変わってくるわけです。そんなところに適切にちゃんとたゆまぬポジティブなほうの努力もしているのかということもモニタリングの対象になることについて念頭に置いていただいて、今、この文書を変えろとか、そのようなことは申し上げないのですがけれども、そんな思想をいずれ入れていく形を心にとめていただければと思います。

以上です。

○石原委員長 よろしいですか。

ほかに本件につきまして、御意見、御質問等はございますか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 この案件というわけでは必ずしもないのでしょうけれども、リスク分担の助

言、勧告の話があったので、今回、関空が水浸しになったではないですか。あれで、例えばネット情報になりますけれども、コンセッションだと権利関係が複雑で復旧がおくれるのではないかと。自治体は災害がふえているので、特に水道関係、下水道もそうだと思うのですけれども、災害に対してコンセッションはどうなのだという事は必ず聞かれると思うのです。

恐らく様子を見ると復旧は意外と早かったのが、関空は頑張ったのだと思うのですけれども、もし都合が悪ければ言わなければいけないのですが、もし今回、関空の復旧が非常に早いというのであれば、これはコンセッションでも大丈夫だよというメッセージになります。あるいは、もしダメだったら課題は何だったのだとか、洗いざらいして、そこは改善していくことになると思うのですが、災害対応を視野に入れられたほうがいいかと思うのです。コンセッションがちゃんと災害に対応できているかということです。

○石川審議官 コンセッション事業が初めて被った災害ということで、いろいろな先生方とお話をしますと、早期全面再開したということで、評価される声もある一方で、指揮命令系統はどうなっているかと。例えば関空の場合は、国があつて、実際の管理者は新関空会社という会社で、運営権者として関西エアポートと、3者いるのです。それでいざ災害といったときに、誰が誰に指示してそれはどこまで伝わっていくのか、それをどうフォローアップするか、その指揮命令系統に問題はないかという意見もあるところなのです。

それが北海道7空港になりますと、今度は国だけではなくて地方も出てきますので、突発災害のときにきちんと指揮命令系統が機能するのかみたいな話もあります。節目節目で航空局にはヒアリングをしていますけれども、きちんとヒアリングをしまして、何か制度を変えられるようなものがあるならば積極的に変えていきたいし、今回は重要な教訓としてそれを踏まえて施策立案に取り組みたいと思っています。

○石原委員長 ぜひ皆さん関心のあるところだと思いますので、フォローをよろしく願います。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、委員の皆様からいろいろな御意見、御質問等がありましたが、これに沿いまして、基本方針、ガイドライン、運用に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の議題です。議事（4）推進委員会、計画部会並びに事業推進部会の今後の進め方につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○宇根企画官 企画官の宇根でございます。

推進委員会と部会の今後の進め方について御説明させていただきたいと思ひます。資料は資料3-1というA4横のカラーのものと、資料3-2というA4縦のテキストのものでございます。よろしいでしょうか。

それでは、順番は逆ですが、資料3-2「今年度の計画部会・事業推進部会の進め方(案)」という資料から説明させていただきます。今年度、両部会で御審議いただきたい主な議題について書かせていただいております。

計画部会に関しましては、①でアクションプラン前期レビューということで、前回の推進委員会でも節目の年であるのでレビューをしっかりとやるべきであるという御意見をいただきましたので、レビューを進めていきたいと思っております。

進め方については、A)、B)、C)と書いていますけれども、A)事業の実施状況というのは、毎年御説明しているところですが、もうちょっと深掘りして分析していきたいと思っております。B)政府の取り組み状況については、毎年何をやったかは分析しているところではあるのですが、それだけではなくて、全部は設定できないかもしれませんが、評価指標のようなものを設定して、アクションプランの3. 推進のための施策で挙げている6つの施策について、どこの効果が上がっていて、どこの効果が上がっていないのか、また、その要因等についても分析していきたいと思っております。それらを踏まえて、C)今後取り組む施策ということでございますが、今後取り組むべき施策について御議論させていただきたいと思っております。また、ここで(アクションプラン期間より先を見据えたものも含む)と書かせていただいておりますが、これも前回の委員会で、今のアクションプランは積み上げ式でやっていて限界があるのではないかと、もうちょっと高い視点から見た施策なども議論しなければいけないのではないかとこのことを言われておりますので、アクションプラン期間だけを見据えるわけではなくて、もうちょっと長期的なものも可能であれば議論できれば、高い視点から見た施策も考えられるのではないかとこのことで挙げさせていただいております。

②アクションプランの変更ですが、これは基本的に①を受けて、手続としては例年どおりやっていきたいと思っております。

続きまして、事業推進部会ですが、①期間満了PFI事業の検証ということですが、これは平成30年度のアクションプランに入れさせていただきましたので、しっかり検証していきたいと思っております。60件程度あるということで、今、カウントしていますけれども、それらについてアンケートやデータ等を集めてマクロ的な分析をするとともに、特に注意すべき案件についてはヒアリングなどをして掘り下げてやっていきたいと考えております。

②優先的検討等についてでございますが、昨年度までは優先的検討部会もあって、事業推進部会で引き継ぐという経緯もありますので、優先的検討についても本部会で議論させていただきたいと思っております。1つ目のポツは、近年、優先的検討規程の策定が完了した自治体も増えてきておりますので、そこが適切に運用できているか等を確認して、また報告させていただきたいと思っております。また、2つ目のポツですが、優先的検討の重要な課題として、小さな自治体等では検討に対する負担が大きいところもありますので、そういった負担軽減策なども検討してまいりたいと思っております。

③法に基づく助言関連ということですが、これについては、今の段階で何個ぐらいこういうタマがありますということではないのですが、助言を求める要請が自治体等から内閣府にあれば、事業推進部会でいろいろ議論させていただきたいと思っております。

また、先ほど北詰委員からワンストップで報告を受けたものを委員会に報告して、それ

で委員会はどうすればいいのだというお話がありましたが、それについては回答のよしあしについて御意見をいただくのも当然結構なのですが、それを見て、自治体からこういったニーズがあるのでこういうことをもっとやったほうがいいのではないかとか、新たな施策に対する御提案もいただければと考えております。

こういったことを主な議題として審議いただきたいと考えておりまして、続きまして、資料3-1に移っていただきまして、スケジュール(案)でございます。一番上がPFI推進委員会で、下に計画部会と事業推進部会のスケジュールを並べておりますが、下の2つの計画部会、事業推進部会については、11月ぐらいから先ほどの議題について議論をさせていただきたいと思っております。そして、先ほど言った議題を議論いただいて、親委員会には年度末ぐらいに向けて各部会の議論を一旦まとめて、2月か3月ぐらいに両部会の審議状況を報告させていただくとともに、6月が大体毎年アクションプランの改定の時期になっておりますので、5月末ごろ、またアクションプランの改定に向けた両部会の審議の状況について報告させていただきたいと思っております。

資料の説明は以上です。

あと、本日欠席されている委員にも事前に御説明をさせていただいているのですが、先ほど話題に出ておりました関空の話について、上村委員から御意見があったので紹介させていただきます。基本的には佐藤委員が言われたことと同じなのですが、関空の件の災害対応については、ほかのコンセッションやPFI事業などの参考になるものであるもので、単に問題があるかないかということだけではなくて、PFIでやったからこそそのメリットとか、そういったことも含めて整理して、情報発信していったほうがいいのではないかという話をいただいております。それについては我々としても全くそのとおりでと思っておりますので、ここには書いていませんけれども、先ほど石川から申し上げたとおり、直接担当している国交省の航空局から話を聞いて、こちらにも随時御説明させていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

今後のスケジュールですが、計画部会長さんは柳川先生でしたね。

○宇根企画官 柳川先生にも事前に説明させていただいて、この筋書きでオーケーをいただいております。

○石原委員長 推進部会の根本部会長はいかがでしょうか。

○根本委員長代理 これで結構です。

○石原委員長 皆さん、ただいまスケジュール感あるいは検討項目等々について、今後の運営について説明がございましたけれども、関空については先ほど来、いろいろございます。ほかに何かございますでしょうか。

どうぞ。

○北詰委員 期間満了PFI事業の検証についてなのですけれども、今、いろいろなことが言

われている中で、例えば当初決めていなかったグレーゾーンの部分があつて、発注者側と受注者側で全く違うことがあつてもめてしまったということがありますので、発注者側に聞いた場合と受注者側に聞いた場合で、180度真逆の感想が来る可能性がある。それから、関与するのは銀行だとか、そういうところもありますので、この検証について、事業推進部会ないしは計画部会も関連しながらやっていかれるのだと思うのですけれども、どの範囲までやっていって、それがその3つの会議の中で関連し合っていく情報になっていくかは慎重にデザインしていただければと思います。意見だけです。

○石原委員長 ほかにございますか。

第1回を出席されて、櫻井先生は何か御感想でもございますか。位置づけは大分御納得いただけたようですが。

○櫻井委員 スキームはよくわかりました。

当初、PFI法ができたときに、私の素朴な感想は、こういうものはうまくいくのかなと思っておったのですけれども、ただ、予想外といいますか、意外に粘り強く法制度が発展して、少しずつ堅実な流れの中で事業もそれなりにふえてきて、どこかでシンギュラリティーに達するかなという感じがしないでもありませんが、よろしいのではないかと思います。

いずれにしても、行政の力が相対化しつつあるというのが現代の状況で、そうすると、ほかに主体は民間主体以外にいないわけです。そうすると、そことどう関係をつくって公的な事業を展開していくのかということは、本当にこれからより大きく直面してくる問題だと思います。さらに健全な発展を進められることを期待して、私もその一角に参画させていただければと思っております。

○石原委員長 堅実な推進に向けて非常に貢献されておられる機構の半田社長、いかがでございましょうか。

○半田PFI推進機構取締役社長 PFI推進機構の半田でございます。

今回のPFI法の改正、国の支援機能等の強化、これは本当に我々、日々現場で個別の案件を見ている者からしますと、画期的な法改正であつたと思っております。ワンストップ窓口の創設も助言機能の強化も、非常にすばらしい取り組みにできるのではないかと考えております。昨年度から既にスタートしておりますPPP/PFIの優先検討規程、これとあわせて推進のための体制なり基盤なりというものがしっかりとできてきたのではないかと考えています。

ただ、一方で、5年を超えて続いております金融緩和の影響がございまして、自治体が非常に安いコストで地方債を発行できます。こういう中で危機感が薄らいできているのも事実でございまして、このせつかくの推進のための流れをきちんと定着させ、強化させていくのに、今、まさに正念場なのではないかと考えております。

私どもも推進室の皆様と既に上水道、下水道の分野を中心にして各自治体に一緒に訪問させていただいて推進のお手伝いをするといったことを始めておまして、我々のもう一つの強みであります株主、全国の地方銀行さんが株主でございますので、ここの連携も



さらに強めて、掘り起こしをやってまいりたいと考えております。これが一点でございます。

もう一点でございますけれども、実際に自治体でPFI案件を担当して作業する職員さんの立場、目線というもので、今、いろいろと振り返って考えておるのですけれども、例えばいろいろな書類をつくらなければいけない、いろいろな契約を結ばなければいけないというときに、実は先ほど室長がおっしゃったPFI推進室のホームページの中に、いろいろなひな形がございます。ガイドラインも、さまざまなガイドラインがこれまでPFI推進委員会で議論されてございます。困ったときに我々もガイドラインをいろいろ調べるのですけれども、こんなことまできちんと議論して整理されているのだというものがたくさん出てまいりまして、まさに宝の山というものがここにございます。こういうものを我々もしっかりともう一度活用しながらやっていき、さらにこういうものをうまく使えば個別個別の自治体の担当者の方の負担、あるいは精神的なものも時間的なものも物すごく負担軽減につながっていくと思っておりますので、ぜひ活用させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

先ほどのいろいろなFAQ等について、データベースをいかにつくり上げていくか、使いやすい見やすいデータベースになるか、非常に大きなポイントかと思えます。

以上、今後の進め方についての御議論をお願いしましたが、事務局から御説明のありましたような方向で各部会を進めるということによろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○石原委員長 それでは、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。精力的な議論を期待しています。

まだ時間は若干ありますが、本日の審議はこれまでとしたいと思えますが、事務局から何かありますか。

○坂本参事官 次回の委員会の時期ですが、アクションプラン改定の方向性の議論や事業推進部会の年度報告を行うため、来年2月から3月ごろの開催を予定しております。時期が決まりましたら、また日程調整の御連絡をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。お忙しいところ申しわけありません。ありがとうございます。

○石原委員長 どうもありがとうございます。